

糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例

平成30年3月30日

条例第3号

糸島市類似モーテル建築の規制に関する条例(平成22年糸島市条例第149号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、ラブホテル類似施設の建築等に関し必要な規制を行うことにより、本市における健全な生活環境を保持するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業又は同条第4項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設をいう。
- (2) ラブホテル類似施設 旅館等のうち、主として異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)に利用させる施設で、規則で定める構造、設備、意匠等(以下「構造等」という。)を有しないものをいう。
- (3) 建築等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕、同条第15号に規定する大規模の模様替又は建築物の用途の変更(既存の旅館等をラブホテル類似施設に用途の変更をする場合を含む。)をいう。

(建築等の規制区域)

第3条 市の区域内においては、何人も、ラブホテル類似施設の建築等をしてはならない。

(建築等の事前届出)

第4条 市の区域内において旅館等の建築等をしようとする者(以下「建築主」という。)は、規則で定める手続を行おうとする日(当該手続を必要としない建築等にあつては、当該建築等に係る工事開始予定日)の45日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出を行った者が、当該届出事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

(判定及び通知等)

第5条 市長は、前条の規定による届出があつたときは、当該建築等の計画に係る建築物がラブホテル類似施設に該当するか否かについて判定し、その結果を当該建築主に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による判定を行うときは、あらかじめ、糸島市旅館等設置審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、当該建築等の計画に係る建築物の構造等の状況等からみて、審議会の意見を聴く必要がないと市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 建築主は、第1項の規定による判定結果の通知を受けた後でなければ、当該旅館等の建築等をしてはならない。

（指導及び勧告）

第6条 市長は、第3条の規定に違反して、ラブホテル類似施設の建築等をし、又は建築等をしようとする当該建築主に対し、当該建築等の計画の変更、中止その他必要な措置を講じるよう指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた建築主がなお必要な措置を講じないときは、当該建築主に対し、期限を定めて、当該建築等の計画の変更、中止その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

（命令及び公表）

第7条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた建築主がその勧告に従わないときは、当該建築主に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命じることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた建築主が正当な理由がなくその命令に従わないときは、規則で定めるところにより、当該建築主の氏名その他必要な事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき建築主にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴くものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建築主に対し必要な報告を求め、又は当該職員に建築物、建築物の敷地若しくは建築現場に立ち入らせ、調査を行わせることができる。

2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（審議会）

第9条 ラブホテル類似施設の建築等に関し必要な事項を審議するため、審議会を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定

は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に第4条第1項の規則で定める手続(当該手続を必要としない建築等にあつては、当該建築等に係る工事の着手)がなされる旅館等の建築等について適用し、施行日前に当該手続(当該手続を必要としない建築等にあつては、当該建築等に係る工事の着手)がなされた旅館等の建築等については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に市の区域内に存する旅館等については、この条例の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に当該旅館等の建築等をしようとする場合は、この限りでない。

(準備行為)

4 施行日以後に第4条第1項の規則で定める手続(当該手続を必要としない建築等にあつては、当該建築等に係る工事の着手)がなされる旅館等の建築等をしようとする建築主は、施行日前においても、同条の規定の例により、市長に届け出ることができる。

5 市長は、前項の届出があつたときは、施行日前においても、第9条の審議会を設置し、第5条の規定の例により判定し、その結果を当該建築主に通知することができる。

(糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

6 糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例(平成23年糸島市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「糸島市類似モーテル建築の規制に関する条例(平成22年糸島市条例第149号)第2条に規定する類似モーテル」を「糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例(平成30年糸島市条例第 号)第2条第2号に規定するラブホテル類似施設」に改める。